

非常災害時における臨時休館について

下記の場合は臨時休館となります。臨時休館になった場合、施設の利用料金は全額還付となります。ただし、利用開始後に休館となった場合は、還付の対象にはなりません。

1. 南海トラフ地震臨時情報の発表後、指定避難所が開設されたとき
2. 名古屋市域において、震度5強（气象台発表）以上の地震が発生したとき
3. 次に掲げる警報のいずれかが、名古屋市内に発表されたとき（ただし、開館中に発表された場合は、発表時点における各使用時間区分の終了後、休館するものとする）

ア 大雨特別警報（浸水害、又は土砂災害） イ 暴風特別警報 ウ 高潮特別警報
エ 波浪特別警報 オ 暴風雪特別警報 カ 暴風警報 キ 暴風雪警報

※ ア～キの警報が解除された場合は、解除時点から2時間以上後に開始する各使用時間区分の開始時間から再び開館するものとする。ただし、前日までに休館を決定した場合は、当日の天候にかかわらず終日休館とする。

4. 台風の接近等に伴い、上記ア～キの警報が名古屋市に発表されることが予想される
とき

※ 前日までに休館を決定する場合は、決定する日の午後3時頃を目途に判断する。
当日に休館を決定する場合は、各使用時間区分の開始2時間前を目途に判断する。

5. 市の全域にわたり風水害等が発生するおそれがあるとき又はセンター周辺における風水害等による被害が特に甚大であると予想される
とき
6. その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

熱中症特別警戒アラート等発令時の取扱いについて

気温が特に著しく高くなり、熱中症による重大な被害が生じるおそれのある場合、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時ごろ発表されます。

これに伴い、令和7年4月1日利用分から施設利用に係る取扱いが下表のように定められましたのでお知らせします。

区分	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート 【平常時に同じ】
空調のない体育室 (活動の内容を問わず)	使用不可	使用可
	利用料金は全額還付	利用料金は、7日前までのキャンセルの申し出は全額、以降前日までは半額還付。当日は還付不可
上記以外の部屋	使用可	同上
	利用料金は、使用開始前までのキャンセルで全額還付 ※1	同上

※1 キャンセルの理由が熱中症予防のため、かつ該当日に特別警戒アラートが発令された場合に限る。

※ ご不明な点等がございましたら、センター窓口へお尋ねください。